

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

当別町地域商社推進プロジェクト

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道石狩郡当別町

## 3 地域再生計画の区域

北海道石狩郡当別町の全域

## 4 地域再生計画の目標

当別町は石狩振興局管内の北部に位置し、小樽港から石狩湾新港を通り、新千歳空港へとつながる国道 337 号と、道北方面に通じる国道 275 号が交差する交通の要衝であり、都道府県庁所在地である札幌市の都心部から車で約 45 分、JR で約 35 分とアクセス性にも優れている。

基幹産業である農業については、米麦豆を中心とした土地利用型農業を中心とするほか、札幌市に近い都市近郊型農業として多様な農産物を生産しているものの、野菜等の札幌市への流通や、直売所等を通じた札幌市からの購買力の流入がなされていない状況にある。また、農業者自身も土地利用型農業の営農を中心としていることから、6 次産業化に取り組むための人的余裕がなく、販路の開拓や商品のブラッシュアップまで手が回らない状況にある。

そのため、札幌市の隣で多様な農産物を生産している当別町の地域特性を活かし、農産物の加工度を高め、多くの特産物を域外に販売するために、既存の地域特産物のブランド化を図りながら新たな特産物の企画開発から販売までを担う「地域商社」を設立し、農産物の高付加価値化を図るとともに、域内、国内、海外に対して多様な流通チャネルを確保し、農産品・農産加工品の販売額を向上させることにより地域の経済活動の活性化を図ることを目的とするものである。

### 【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
地域商社年間販売額	0 千円	166,800 千円	285,800 千円
新規雇用創出数	3 人	12 人	2 人
新商品開発数	2 件	3 件	4 件

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

官民の出資による地域商社を設立し、地域経済の活発化に向けて地元農産品の高付加価値化と販路拡大を実現するため、地元農産品を活用した地域特産品を市場競争力のある商品へとブラッシュアップしながら、店頭販売のみならずECサイトや輸出といった様々な販売チャネルを確保する。また、その商品を通じて地元への誘客を図る仕組みづくりを併せて行うことで、町への複層的な経済効果の波及を見込む。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### 地方創生推進交付金【A3007】

#### 1 事業主体

北海道石狩郡当別町

#### 2 事業の名称及び内容：当別町地域商社推進プロジェクト

地域商社において、地元農産品の付加価値向上と販路拡大に向けて以下の取り組みを実施する。

##### ① 地域特産品の開発・改良

###### ■地域特産品の発掘・開発・改良

- ・ブランド化できる既存商品や農産品の掘り起こしとリストアップを行い、開発・改良の段階別に商品を分類し、戦略を立てて開発・改良を行う。

###### ■強い地域特産品への育成

- ・地元企業と連携した商品開発を行う。
- ・札幌市内のアンテナショップに出品し、マーケティング・ブラッシュアップを行う。

##### ② 国内販路の拡大

###### ■首都圏におけるマーケティング・ブラッシュアップ

- ・首都圏でのマーケティング調査を行う。
- ・首都圏在住者を対象としたモニタリング調査を行う。

###### ■国内販路の拡大

- ・首都圏の百貨店に取り扱ってもらえる商品群に育て上げ、百貨店で開催される北海道物産展等に出展する。

###### ■インターネットサイトの運営

- ・地域特産品を取り扱うインターネットサイトを運営し、店頭以外の販売チャネル確保を図る。

### ③ 地域特産品・農産品の海外販路拡大

#### ■海外PR事業

- ・開発した地域特産品の海外輸出に向けて地元企業と連携し、アジア圏を中心にメディア露出を高めて当別町と地域特産品のPRを行い、海外における認知を高める。
- ・海外のマーケティング調査を行い、海外輸出に向けた足がかりとする。

#### ■農産品の海外輸出

- ・海外における地域特産品の認知度向上に合わせて、米・スイートコーン・アスパラガスを中心とした高付加価値農産物の海外販売体制を整え、輸出の足がかりを築く。

### ④ インバウンド観光客の周遊促進

#### ■道の駅における地域特産品の販売

- ・地域商社の販売拠点である道の駅において、インバウンド観光客に対する情報発信、地域特産品の販売を行う。

#### ■周遊促進事業

- ・農業振興の一環としてのグリーンツーリズム施策と連携し、農産品・農産加工品の特産品販売と合わせて周遊促進を図る。
- ・地元の特徴的なイベントや街並みといった観光スポットを発信する。
- ・観光客の移動手段確保として町内のコミュニティバス事業と連携し、円滑に移動できる環境を整える。
- ・近隣自治体と連携してインバウンド観光客の誘客に取り組む。

## 3 事業が先導的であると認められる理由

### 【官民協働】

- ・官民協働で出資して地域商社を立ち上げ、販路開拓に取り組むとともに、民間は開拓された市場で収益を伸ばすために市場競争力のある商品開発に取り組み、行政はそうした民間の取り組みを支援する各種支援制度を整備し、民間主導による町全体の稼ぐ力を引き出す。

### 【地域間連携】

- ・当別町の姉妹都市の自治体と地域特産品の相互交流を行い、互いの商品PRの拠点化や商品構成を拡充するとともに、相互の事業者の橋渡しを行う。

**【政策間連携】**

- ・出資者である J A、商工会、金融機関と連携し、地域商社が地元農産品の販売や地域特産品の開発、改良、販路開拓、販売までを一元的に行うことで、農業振興、商業振興、移住、観光振興といった町の産業力の強化につながる施策を、町全体として一貫性を持って進めることができる。

**【自立性】**

- ・地域特産品の道の駅における販売事業や販路拡大に伴う手数料収入等を財源として、平成 32 年度の黒字化を目標に各種事業を展開していく。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
地域商社年間販売額	0 千円	166,800 千円	285,800 千円
新規雇用創出数	3 人	12 人	2 人
新商品開発数	2 件	3 件	4 件

5 評価の方法、時期及び体制

毎年 5 月に地域商社の株主総会を開催し、事業の検証を行う。検証結果は株式会社の広告により公表する。

議会に対しては毎年 6 月に議員協議会の開催を申し入れし、運営内容に関して報告する。

6 交付対象事業に要する費用

①法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

- ・総事業費 76,244 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成 31 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）まで

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

##### ①（仮称）当別町道の駅建設工事

###### ・事業の概要

地域商社の販売・誘客の拠点となる（仮称）当別町道の駅の建設

###### ・事業主体

当別町

###### ・補助制度名

農山漁村振興交付金、地域づくり総合交付金、地域活性化事業債

###### ・事業期間

平成28年2月から平成29年9月

## 6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（外部有識者による検証組織）を立ち上げ、事業内容の効果検証を行う。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

次年度以降の予算との連動を見据えた中で、毎年度概ね7月にKPIの動向を中心とした評価を行う。

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

当別町ホームページや広報等により毎年度概ね9月に公表する。